



第5次高松市行財政改革計画

平成22年度～24年度

平成22年4月



はじめに

私が、市長に就任し、3年が過ぎようとしています。この間、〈高松・まちづくり〉〈高松・人づくり〉〈高松・行政改革〉の三つの柱の下、マニフェストに掲げた50の施策・事業を始め、各種施策の推進に全力で取り組んできたところです。

このうち、行政運営の体質と手法を改善する「行政改革」については、「情報公開の徹底」、「コミュニケーションの活性化」、「説明責任の全う」の三つの手法を基本として推進してきました。また、去年は、行財政改革の一層の推進を図るため、業務の総点検の一環として、県内では初めての事例となる「事業仕分け」を実施し、より積極的に改革に取り組んだところです。

人口減少や、少子・超高齢社会の一層の進展に伴う人口構造の変化、新政権下での地域主権国家への抜本的な転換など、大きな変化の波が押し寄せている昨今、地方公共団体、取り分け、基礎的自治体である市町村の役割は、ますます重要となっています。

そこで、本市では、「地方が主役」となる分権型社会において、地域コミュニティ協議会やNPOを、協働の重要なパートナーとして位置付け、多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、住民自治の更なる充実を図り、地域自らの自己決定と自己責任を念頭に、持続可能な「新しい高松市」を築いていくため、「第5次高松市行財政改革計画」を策定しました。

市民の皆様の負託に応え、信頼される市役所となるため、今後、本計画の下、従来の考え方や手法にとらわれず、社会経済情勢等の変化を敏感にとらえた、新たな発想と的確な判断による改革を積極的に進めます。

幅広い市民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

高松市長 **大西 秀人**

《目 次》

《第1章 序 論》

- 1 行財政改革の必要性 2
- 2 これまでの主な取組と総括 2

《第2章 総 論》

- 1 計画期間 10
- 2 重点課題 10
- 3 基本姿勢 11
- 4 重点課題を解決する戦略的取組 13
- 5 目標効果額 18
- 6 健全財政の目標値 19
- 7 計画の進行管理 20

《第3章 改革推進のための取組》

- 1 「業務の総点検」の概要
 - (1) 効率的・効果的な評価体制の構築 24
 - (2) モニタリングシステムの段階的導入の概要 26
- 2 改革推進を支援する取組
 - (1) プロジェクト管理制の概要 28
 - (2) インセンティブ付与の取組 29

《第4章 重点取組項目》

- 1 改善継続 32
- 2 相互連携 99
- 3 情報共有 113
- ◎ 事業仕分け関連取組項目 121

《 第5章 各種資料 》

1	用語解説	124
2	「平成21年度高松市事業仕分け」について（抜粋）	137
3	次期行財政改革計画策定プロジェクトチームについて	149
4	第5次行財政改革計画における体系概要	153
5	関係データ	157

本文中に「※」のある語句については、第5章「用語解説」に説明文を掲載しています。

《 第 1 章 》

序 論

1 行財政改革の必要性

人口の減少や少子高齢社会の進展に伴う人口構造の変化，*地方分権型社会への構造転換など，社会構造が大きく変化する中，本市は，市民に最も身近な*基礎自治体として，持続可能なまちづくりを進めるため，限られた財源の下で，適切な公共サービスを提供する役割を担っており，*第5次高松市総合計画の中で，まちづくりの目標の一つとして「分権型社会にふさわしいまち」の実現を位置付けているところです。

このため，「情報公開の徹底」「コミュニケーションの活性化」「説明責任の全う」の三つの方法論を基本に，簡素で効率的な*行財政システムの構築に向け，引き続き，*行財政改革を積極的に推進します。

2 これまでの主な取組と総括

本市では，平成8年以降，4次にわたる行財政改革計画を策定し，行財政の改革に取り組んできました。

このうち，現行の第4次高松市行財政改革計画（平成19～21年度。以下「第4次計画」という。）では，同計画を本市における行政改革の*大綱として，また，国が策定・公表を要請した「*集中改革プラン」として位置付け，新たに部局による進行管理の手法を取り入れる中で，これまでに，計画搭載の421項目中，412の項目について，実施あるいは着手したほか，計画の全体目標のうち，*一般会計の財政健全化では，歳入増や歳出減の取組により，計画期間の目標効果額70億円に対し，20年度までの2年間の効果額は，約42億3,000万円となり，同期間の目標額を約2億5,000万円上回っています。

また，財政健全化の目標値では，*財政調整基金残高が目標値を上回ったほか，*経常収支比率・*実質公債費比率についても，一定の改善が図られました。

第4次計画における主な取組と総括は次のとおりです。

(1) 資産・債務の改革

ア *市債残高の抑制

*プライマリーバランスの黒字を維持した市債の発行や、繰上償還に取り組んだ結果、一般会計における市債残高は、1,528億円(18年度末現在高)から、20年度末現在高は1,407億円となり、一定の改善が図られました。

21年度においては、*太田第2土地区画整理事業特別会計^{*}を廃止し、同会計の市債残高約78億円を、一般会計に引き継いだことなどから、年度末の現在高は1,504億円となる見込みとなっています。

将来における過重な財政負担を避けるため、引き続き、プライマリーバランスの黒字を堅持した市債の発行に努める必要があります。

イ 未利用資産の売却・活用

未利用の土地(*普通財産)について、有効利用の可能性を調査・把握し、*未利用財産有効活用基本方針を策定しました。

この方針に基づき、不動産5件を売却し、約6,400万円の収入増を図りましたが、残りの売却対象59物件については、21年10月末現在、売却に至っていません。

今後、財務書類4表(*貸借対照表、*行政コスト計算書、*純資産変動計算書、*資金収支計算書)の作成・活用等を通じて、資産の実態を網羅的かつ正確に把握し、未利用資産の売却や資産の有効活用を、さらに進める必要があります。

ウ 市税滞納対策

滞納初期における集中的な催告や、差押等の滞納処分を強化し、収納率の向上と収入未済額の減少に取り組むとともに、*香川滞納整理推進機構と連携

して高額滞納案件の早期収納に取り組みました。

この結果、収納率は93.2%（18年度末）から、20年度末には93.5%に向上しましたが、経済状況の悪化の影響などから、18年度末の滞納額41億700万円に対し、20年度末の滞納額は41億4,600万円となっています。

引き続き、*自主財源を確保するとともに税負担の公平性を保持するため、市税の滞納整理に、より一層取り組む必要があります。

エ 債権回収の取組

収入未済となっている保育料、市営住宅使用料・駐車場使用料などの債権を回収するため、市税と連携した夜間窓口の開庁、電話催告、臨戸訪問などを実施しましたが、雇用状況の悪化の影響などから、設定した目標には達していない状況にあります。

引き続き、*受益者負担の適正化を図る観点から、債権回収に一層取り組む必要があります。

オ 施設維持管理の適正化

本市の*土木施設に係る中長期的な維持管理計画(仮称)の策定に向け検討を行い、市内の約1,500橋について、橋梁長寿命化修繕計画(仮称)の策定を進めています。

また、各施設管理者が検討する維持補修計画(仮称)の策定を支援するため、施設の適切な維持管理に必要な補修時期や補修費用の目安となるモデルを策定しました。

今後、公共施設を資産としてとらえ、資産を効率よく管理する*アセットマネジメントの考えを念頭に、所有資産の効率的な維持・管理について、組織横断的に取り組む必要があります。

(2) *事務事業の改革

ア 外部委託等民間活力の導入

21年度までに城東保育所など3保育所や、介護老人保健施設「こくぶんじ荘」を民営化したほか、22年4月には、花ノ宮、十河の2保育所と総合老人ホーム「ひぐらし荘」を民営化することとしています。

また、合併支所の機械警備、川東放課後児童クラブの運営、香西新開ポンプ場の維持管理に係る業務の委託化を進めました。

さらに、*公の施設指定管理者制度導入実施計画に基づき、130施設について、毎年度、導入実施計画を作成し、94施設に指定管理者制度を導入しました。

今後とも、すべての事務事業を対象に、民間活力の導入の可能性について検討を進める必要があります。

イ 業務の廃止

法律改正や利用者減、機器・施設の老朽化に伴う見直しにより、交通指導員による違法駐車防止対策事業、市民交通傷害保険事業、駐車場案内システム、市民憩いの家「平和荘」を、それぞれ廃止しました。

引き続き、*スクラップアンドビルドの観点から、すべての事務事業を見直す必要があります。

ウ 業務の電子化

「*高松市情報化推進計画」を策定し、*戸籍事務総合管理システムの整備、*公共施設利用総合情報システムの拡充、財務会計システムの再構築など、*電子市役所の構築に取り組み、公共サービスの向上と事務の効率化・簡素化を図りました。

引き続き、最新の技術を取り入れる中で、情報化推進計画の着実な進行管理に努める必要があります。

(3) 定員・給与・組織の改革

ア 定員・給与の改革

行政組織の簡素・効率化を進めるため、「*高松市職員数の適正化計画」を策定し、19年度から23年度までの5年間で、国が定める目標値5.7%を上回る削減率10.4%(5年間で431人を削減)を目標に、その適正化に取り組んだ結果、19・20年度の削減目標177人に対し、20年度までに目標を上回る187人を削減しました。

また、職員の給与や退職手当については、国に準じた見直しを実施しました。

引き続き、総人件費を抑制する観点から、職員数の適正化計画の着実な進行管理に努める必要があります。

イ 組織機構の見直し

市民本位の*政策主導型組織への転換を基本理念とし、簡素で効率的な組織体制づくりに取り組み、20年4月には、市長部門と教育委員会部門の所掌事務の在り方を見直し、行政組織全般に及ぶ見直しを実施しました。

また、サービスの向上と効率的な事業経営を目的に、水道部門と下水道部門との統合に向けた検討に着手しました。

引き続き、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への見直しに取り組む必要があります。

(4) *新しい公共を支える仕組みづくり

従来、個別事業ごとに交付していた各種補助金を「地域まちづくり交付金」として統合・一元化し、地域の財源として交付し、市内全域で発足した44*地域コミュニティ協議会の自主的・自立的な活動を支援することとしました。

また、*協働企画提案事業を実施し、*NPOと行政との*協働を進めました。

今後、地方分権が進展する中で、「*補完性の原理」に基づく、*「自助」、「共助」、「公助」を念頭に、地域コミュニティ協議会やNPO等多様な主体が支える新しい公共の仕組みづくりを、更に進めていく必要があります。

(5) 取組の進行管理

ア 現行の第4次計画は、*部局進行管理制の下、*行財政改革に取り組み、歳出の削減に努めました。

一方で、取組項目として、簡易な事務改善も含めたため、評価が網羅的になったことから、取組項目の重点化を図る必要があります。

イ 当初に設定した目標効果額の達成を、取組の最優先としたことから、目標効果額の達成については、共通の認識・理解が醸成できたため、一定の成果が得られる見込みとなっています。

その一方で、目標効果額を固定したため、社会情勢等の変化に対応した取組内容の変更など、柔軟な対応ができませんでした。

また、目標効果額に届かなかった場合、効果額に算入しなかったため、創意工夫による取組の評価がされなかったことから、取組手法も重視するなど、改革推進に対する取組の評価方法を見直す必要があります。

《 第 2 章 》

総 論

1 計画期間

平成22年度から24年度までの3年間

2 重点課題

これまでの取組とその総括を念頭に、すべての事務事業について、その必要性の有無、実施主体の在り方等について「*事業仕分け」の考え方にに基づき、「**業務の総点検**」を実施し、今後、行財政改革に取り組む上で、重点とする課題を整理しました。

(1) 市民等多様な主体との協働で創出する*新しい公共の推進

行政とは異なる公共サービスの担い手として、市民や*NPO、企業など多様な主体が、その特性を発揮するとともに、行政と*協働し、ともに支える「新しい公共」創出の推進に努めます。

(2) 行政運営の基盤となる健全財政の維持

施策・事業の見直しや、安定的な*自主財源の確保に向けた取組を推進する中で、地方分権に対応した自主的・自立的な行政運営の基盤となる健全財政の維持に努めます。

(3) *行政評価システムの有効活用

平成21年度に構築した行政評価システムを活用し、すべての事業を見直し、評価する仕組みについて検討します。

(4) 限られた資源の有効活用

限られた人材、財源および情報を有効活用する仕組みについて検討します。

(5) 取組項目の重点化

所属長の管理の下で取り組む項目を整理し、部局進行管理における取組項目の重点化を図ります。

(6) 改革取組における評価の見直し

目標効果額の達成状況と、改革推進に対する取組手法もあわせて評価する仕組みについて検討します。

3 基本姿勢

重点課題を解決するため、行政運営の体質と手法を改善する行財政改革の基本姿勢を定めます。

(1) 市民との情報共有とコミュニケーションの活性化

「市民ぐるみ」の改革とするため、情報公開の徹底と説明責任の全う、コミュニケーションの活性化に努めます。

(2) 公民の役割分担と市民協働の推進

行政が担うべき役割を見直すとともに、市民と行政がともに支えるまちづくりを目指し、市民との*協働による行政運営を推進します。

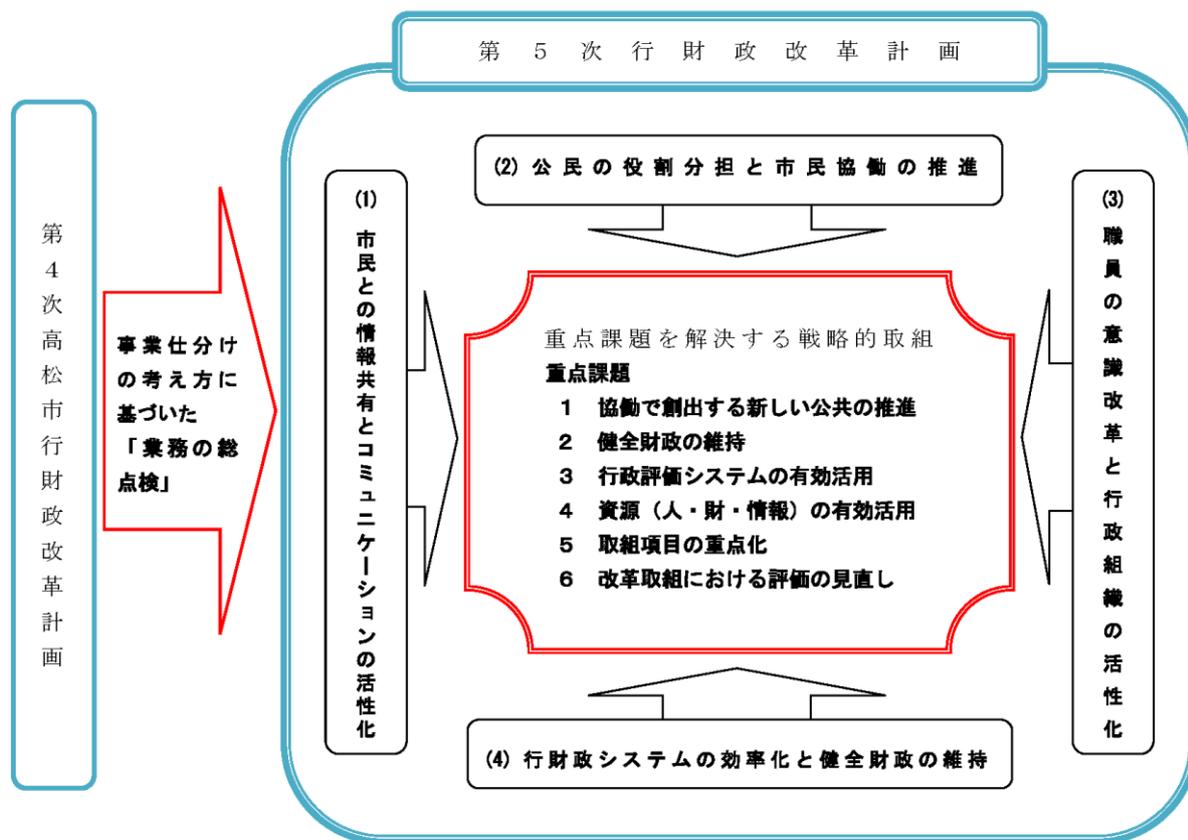
(3) 職員の意識改革と行政組織の活性化

職員が広い視野と豊かな創造力、先見性を持って改革に取り組む意識を持つように努めるとともに、プラス志向で活気のある職場環境を形成し、組織の活性化を図ります。

(4) 行財政システムの効率化と健全財政の維持

組織と業務の在り方を見直し、徹底して無駄を省くとともに、借入金残高を抑制するほか、下水道事業への※地方公営企業法の適用など、※行財政システムの効率化と健全財政の維持に努めます。

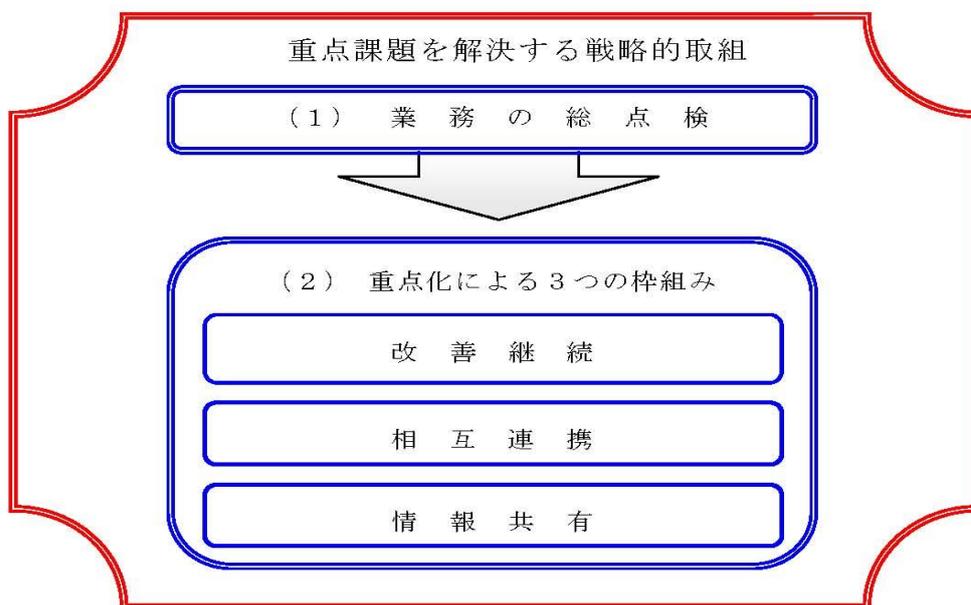
第5次行財政改革計画（仮称）の基本的な考え方のイメージ



4 重点課題を解決する戦略的取組

重点課題を解決する戦略的取組として、「業務の総点検」と「重点化による3つの枠組み（改善継続・相互連携・情報共有）」を、計画の中心に位置付け、改革推進の実効性を高めます。

重点課題を解決する戦略的取組のイメージ



(1) 業務の総点検

ア *行政評価システムの活用

すべての*事務事業について、行政評価システムを活用し、継続して行う評価を「**業務の総点検**」と位置付け、改革推進の中心機能の一つとします。

業務の総点検を行い、事務事業の必要性や、実施主体の在り方などについて検討し、見直すことにより、行政本来の役割が明確化され、市民や*NPO等との*協働で創出する「*新しい公共の推進」と、限られた人員、財源の重点的・効果的な配分による「健全財政の維持」が可能になります。

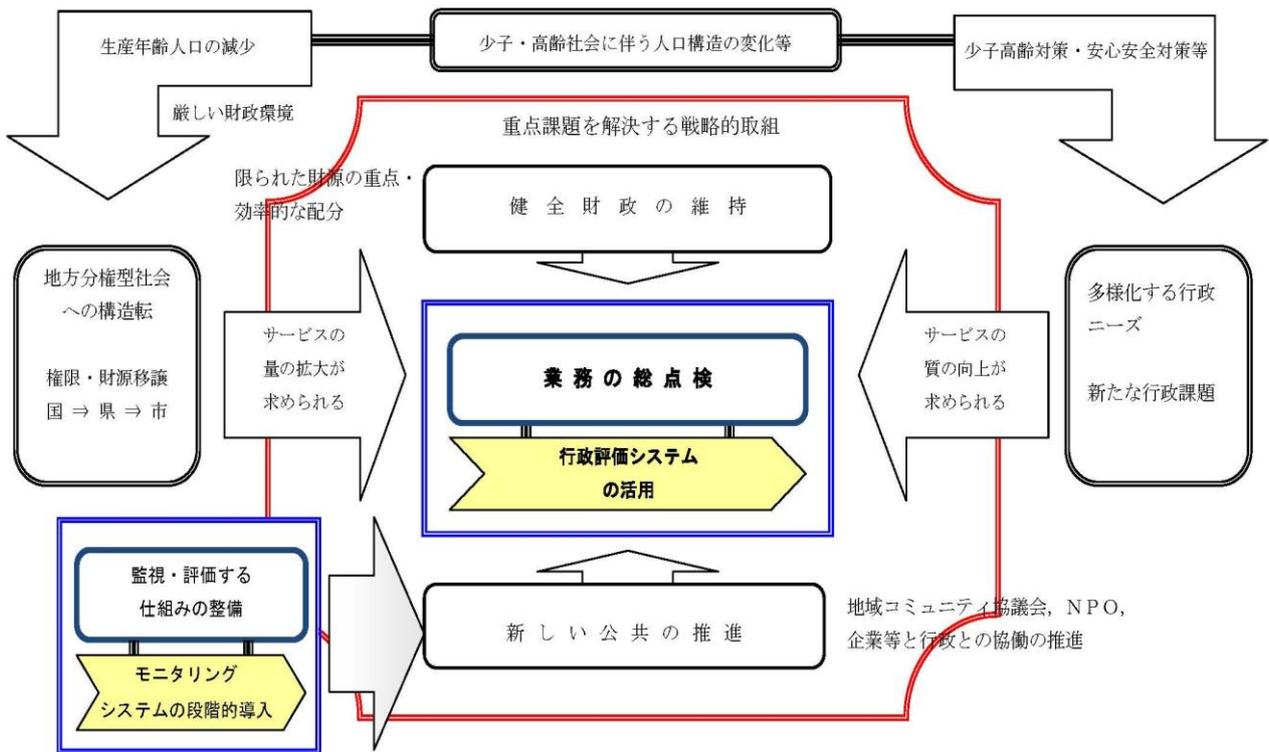
イ 外部委託等に係る評価システムの導入

業務の総点検に基づく外部委託等の拡大は、民間企業等のノウハウを活用した業務効率や、サービスの質の向上を目的としています。

最終責任者である本市は、外部委託等を行った業務について、その実施内容や実施手法、提供サービスの質について検証していく必要があります。

既に、実施している「公の施設指定管理者導入施設の評価」を除いた外部委託等の状況を評価する仕組み、いわゆる「モニタリングシステム」の段階的な導入を検討します。

業務の総点検イメージ



(2) 重点化による3つの枠組み

第4次計画から引継いだ問題や、業務の総点検で把握した問題を、計画期間内に効率的・効果的に解決するため、重点的に取り組む項目として「3つの枠組み（改善継続、相互連携、情報共有）」に整理し実施します。

ア 改善継続

※行財政改革の連続性や一貫性を確保し、改革に取り組むため、改革の基本姿勢など、第4次計画の基本的な考え方を継承する中で、取組項目の重点化など目標管理の見直しを行い、効率化を図った部局進行管理を推進することで、「改善」を「継続」します。

「改善継続に整理する取組項目」

原則、各所属が単独で取り組むことが有効、かつ、次の各項に該当する場合、第4次計画において導入した※部局進行管理体制を継続実施します。

(ア) 効果額目標（改革の取組効果が金額として現れる項目）を設定した項目

(イ) 重点的に取り組むこととした項目

◎ 第4章1 改善継続 32P参照

イ 相互連携

サービスの質を維持・向上させながら、改革をより一層推進するため、各所属単独による改革継続に加え、新たな取組として、同一・類似事業等を「相互」に「連携」する仕組みを構築します。

同一・類似事業等を所管する各所属が相互に連携する、組織横断的で、実効性のある仕組みを構築することで、資源（人、財）の有効活用を図ります。

「相互連携に整理する取組」

複数の部署が、個別単独で実施している同一・類似の事業や改革の取組について、組織横断的に相互連携する仕組みを構築するとともに、次の各項に留意し、効率的な運用を図ります。

- (ア) リーダーとなる担当部署を政策的に決定します。
- (イ) 連携等の実施を前提に検討を開始します。

◎ 第4章2 相互連携 99P 参照

ウ 情報共有

各所属が個々に管理している「**情報**」を、組織的に「**共有**」することで、内部事務処理の効率化を図るとともに、市民等との「**情報共有**」を推進します。

組織全体で、常時利用する情報、定期的に必要となる情報等を、統一書式に登録（データベース化）し、情報共有するための安全かつ利便性の高いシステム整備を図り、内部資料作成の重複処理の回避や、市民等へのわかりやすい情報提供の推進に努めるとともに、「相互連携に整理する取組」と同様の運用を行います。

「共有する情報」

- (ア) 行政活動の分野別に策定された個別計画の進捗管理等の情報
- (イ) 組織内で定期的に収集（回答依頼）している情報

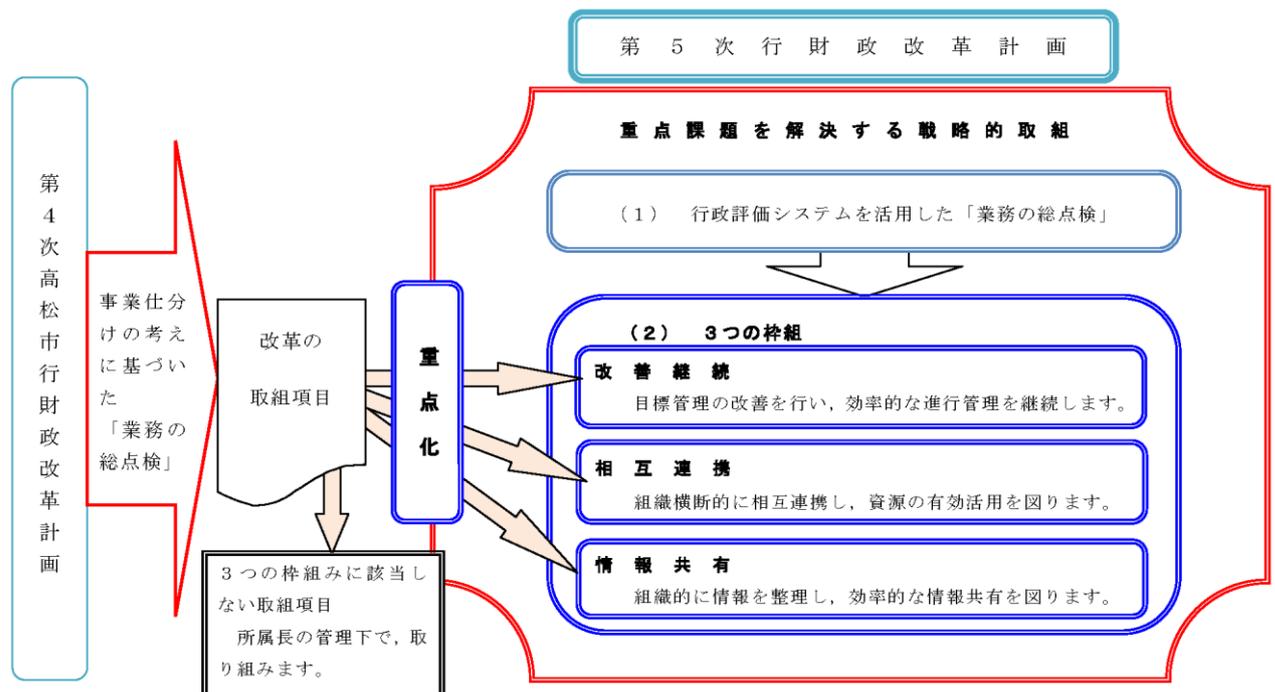
◎ 第4章3 情報共有 113P 参照

エ 3つの枠組みに整理されない取組項目について

「改善継続」「相互連携」「情報共有」の枠組みに該当しない簡易な事務改善等の取組については、通常業務の所属長管理下で取り組む改革とし、本計画の対象外とします。

ただし、創意工夫等により、成果を上げた取組については、年度末に「報告・公表」できる仕組みを整備し、改革の推進と、職員の改革に対する意識の維持・向上に努めます。

重点化による3つの枠組みイメージ



5 目標効果額

計画期間中に取り組む効果額 42億円

(1) 部局進行管理体制で取り組む目標効果額

目標効果額
20億円

◎ 部局別の目標効果額については、第4章1 改善継続 32P 参照

(2) 職員数の適正化による目標効果額

計画期間における正規職員数の適正化に係る目標を次のとおりとします。

ア 効果額

目標効果額
22億円

◎ 効果額は3か年の累積額であり、平均給与等を用いた推計値です。
 なお、「累積」の考え方は下記の表を参照してください。

			—
		(23年度削減分)	(23年度削減分)
	(22年度削減分)	(22年度削減分)	(22年度削減分)
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
21年度比較の 人員削減数	▲160人		—
21年度比較の 人件費抑制額	2,290,890千円		

「累積効果額の考え方」

イ 適正化人員(市全体)

目標削減数	削減率
▲160^{※1}人	▲4.2^{※2}%

※1 平成22年度から23年度までの2か年の目標です。

※2 平成21年度比です。

「※高松市職員数の適正化計画」(平成19年度から23年度まで)の5か年で、▲431人、18年度比 ▲10.4%の目標を設定しています。

区分/年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職員数 (人)	計画	4,125	→				3,694
	削減数 ▲431	—	▲271(実績)				▲160(目標)

(3) 「相互連携」、「情報共有」の目標効果額

相互連携、情報共有は、プロジェクト管理体制による取組結果に基づき、効果測定を行うことから、年度末等の実績で効果額を算出します。

6 健全財政の目標値

健全財政の状況を可視化するため、数値目標を設定します。

財政指標 目標値	平成20年度決算値		
	高松市	中核市平均	全国平均
指標の説明と選定理由			
①経常収支比率 85.0%	88.0%	91.3%	91.8%
<p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合。この率が低いほど財政運営に余裕があり、新規事業を実施することができます。改革の効果額を反映しやすい指標です。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 本計画の取組項目による効果額を見込み、20年度決算における中核市の平均以下に設定します。</p>			
②実質公債費比率 11.0%	14.1%	10.4%	11.8%
<p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を実質的な借入金支払(公債費や*公営企業繰出金など)に充てている割合。借入金(市債)の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となります。本市の*早期健全化基準は25%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 財政収支見通しにおける数値を基に試算を行い、20年度決算における全国の平均以下に設定します。</p>			
③将来負担比率 120.0%	124.3%	105.4%	100.9%
<p>〔説明〕 将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるかの割合を示します。一般家庭に置き換えると、1年間の収入額を100とした場合に、今後返済する借金(例えば住宅ローンなど)の額がどれだけになるかを示します。本市の早期健全化基準は350%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 財政収支見通しにおける数値を基に試算を行い、20年度決算における中核市の概ね中位に設定します。</p>			
平成21年度末現在高			
④市債残高 1,100億円	高松市 1,154億円(見込)		
<p>〔説明〕 市の一般会計に係る借入金の残高(実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く)。一般家庭のローン残高に相当するものです。プライマリーバランスとの関係では、市債残高増は「悪化」を、残高減は「好転」を示します。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 まちづくり戦略計画の重点取組事業の実施に伴う起債額を基に試算し設定します。</p>			
⑤財政調整基金残高 85億円	高松市 107億円(見込)		
<p>〔説明〕 財源対策や調整に活用する主たる積立金の残高。一般家庭の預貯金に相当するものです。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 まちづくり戦略計画(総合計画の実施計画)の重点取組事業を実施することによる財源不足見込額を基に試算し設定します。</p>			

7 計画の進行管理

(1) 推進体制

ア 庁内体制

現行の庁内体制を継続し、総力を挙げて改革を推進します。

- (ア) 行財政改革推進本部を設置(市長を本部長とし、部局長等で構成)します。
- (イ) 各部局に行財政改革推進総括者を設置(部局長を充てる。)します。この総括者が部局計画(取組項目)の進行管理に当たります。
- (ウ) 各所属に行財政改革推進責任者を設置(所属長を充てる。)します。
- (エ) 各係に行財政改革推進員を設置(係長を充てる。)します。

イ 市民参画体制

*行財政改革は『市民ぐるみ』で進める必要があります。そのため、市民と関連情報を共有し、改革や結果の評価に参画できる体制を備えます。

- (ア) 市民の視点から、行財政改革に係る提言や行政評価、改革の監視等を行う組織として、引き続き *行財政改革推進委員会を設置します。
- (イ) 満足度調査などを活用します。

(2) 進行管理

ア 進行管理の基本

- (ア) 総括的な進行管理は、行財政改革推進本部が行います。

ただし、後述の「イ *部局進行管理制」を継続し、各部局長の役割と責任を明確にします。

- (イ) 総括的な進行管理の結果は公表します。
- (ウ) 計画策定後の状況変化等に柔軟に対応するため、取組項目等については、必要に応じて、追加または変更等をします。

イ 部局進行管理制

- (ア) 各部局が責任をもって、取組課題を進行管理する体制を継続します。
- (イ) この制度を機能させることで、計画の進行管理を確実なものとするとともに、組織の活性化と職員の意識改革につなげます。

ウ プロジェクト管理制

- (ア) 各種課題等を解決するために設置した横断的な組織（以下「プロジェクトチーム」という。）の進行管理は、そのプロジェクトチームのリーダーが行います。
- (イ) この制度を機能させることで、取組の進行管理を確実なものとしします。

エ 改革推進に対する評価

職員の改革に対する意識を維持・向上させる仕組みとして、人事面、財政面からの*インセンティブを付与します。

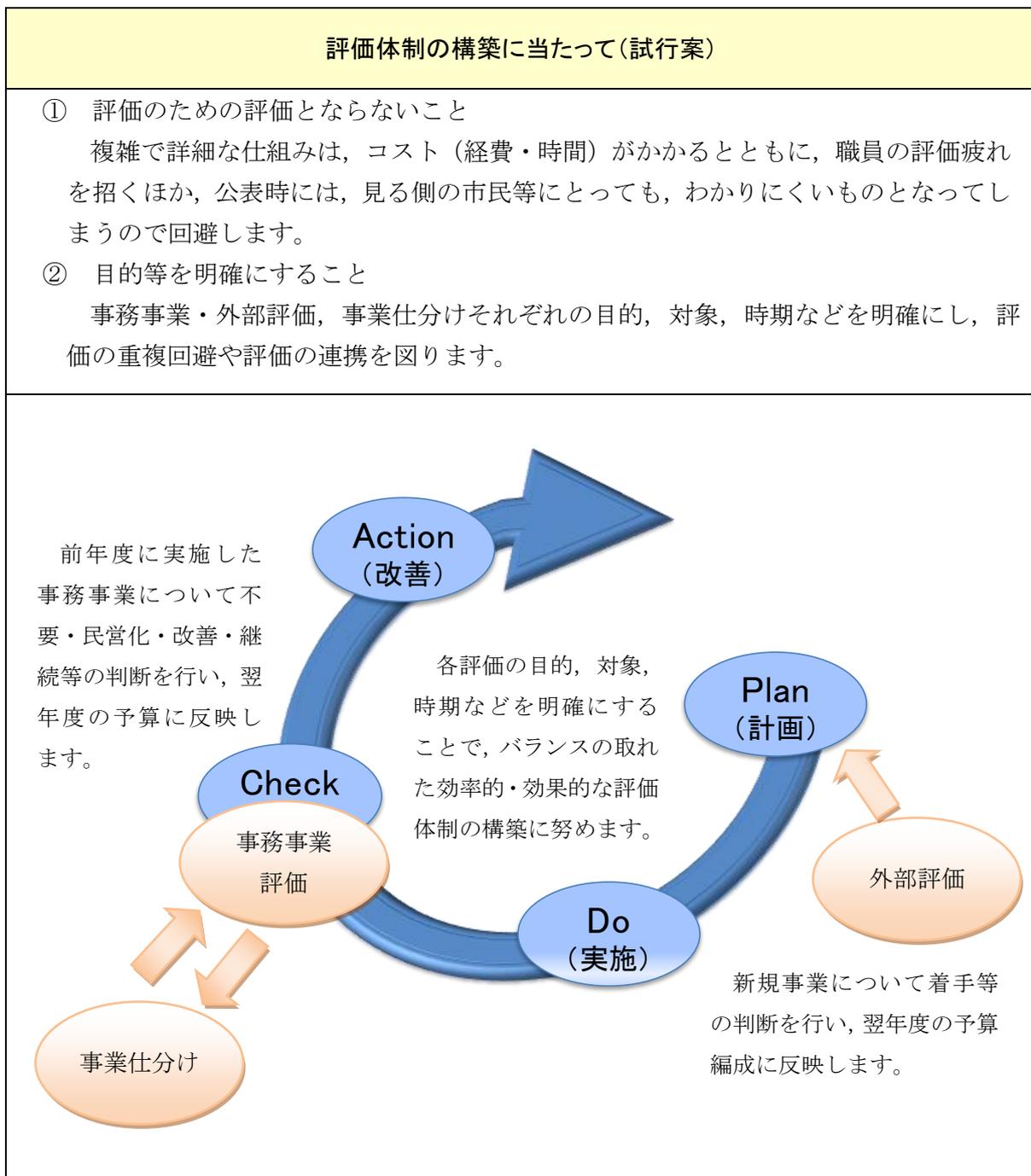
《 第 3 章 》

改革推進のための取組

1 「業務の総点検」の概要

(1) 効率的・効果的な評価体制の構築

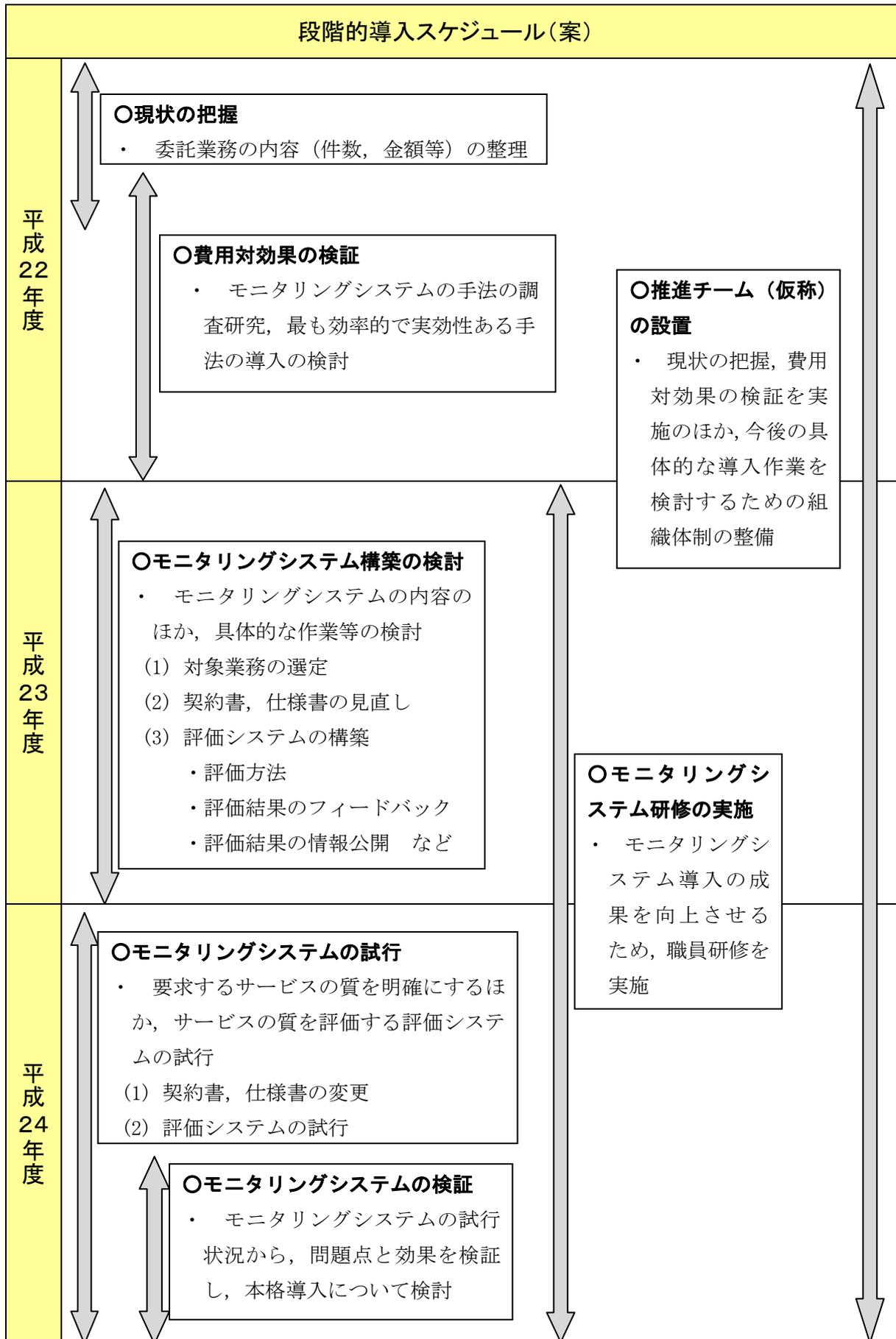
平成23年度に本格稼働予定の※行政評価システムにあわせ、業務の総点検として実施する「※¹事務事業評価」を中心に、「※²外部評価」, 「※³事業仕分け」の在り方について、試行連携運用する中で、効果的・効率的な評価体制の構築に努めます。



各評価の概要（現状）	
 <p>※1 事務事業評価</p>	<p>「目的等」</p> <p>市民サービスを効率的、効果的に提供するため、職員自らコスト意識を持ち評価し、その結果を踏まえ、事務事業を見直す手段として、平成13年度から本格実施しています。</p> <p>「評価者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次（所属長）、二次（部局長）の2階層評価後、市長を議長とする庁内会議で評価確定します。 ・ 毎年、個別テーマを設定し、事前、事中・事後評価を実施しています。 ・ 22年度までに新たな事務事業評価システムを構築し、23年度から本市の全事業について評価を行う予定です。
 <p>※2 外部評価</p>	<p>「目的等」</p> <p>事務事業評価の客観性や透明性、行政の説明責任の一層の向上に資するため、平成14年度から16年度までの3年間の試行期間を経て、17年度から本格実施しています。</p> <p>「評価者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者等）で構成される委員会で評価し、市長に報告します。 ・ 毎年、事務事業評価対象事業の中から、委員会で選定した事業について評価を実施します。
 <p>※3 事業仕分け</p> <p>◎ 第5章各種資料 137P 平成21年度高 松市事業仕分け（抜 粋）参照</p>	<p>「目的等」</p> <p>市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行うため、第5次高松市行財政改革計画策定の検討過程において「業務の総点検」の一環として、平成21年度に実施しました。</p> <p>「評価者等」</p> <p>外部の視点で議論することが有意義と考えられる事業について、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」の協力を得て（委託）実施しました。</p>

(2) モニタリングシステムの段階的導入の概要

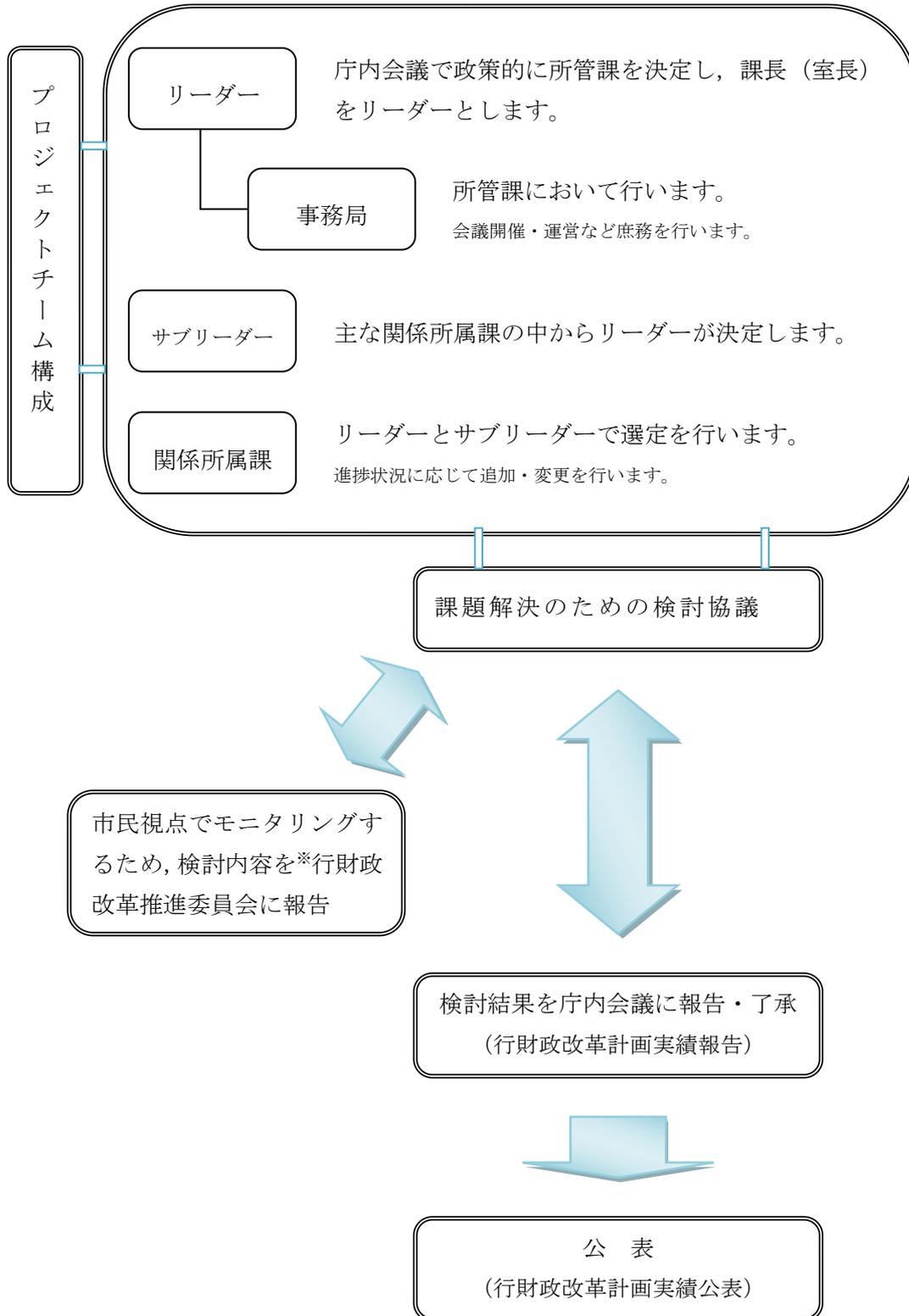
<p>前提</p>	<p>「外部委託に係るモニタリングシステム構築に関する研究報告書」（高松市 ※行財政改革推進委員会改革監視部会 H21.3 報告）に基づき、段階的導入を検討します。</p>
<p>目的</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 50%;"> <p>委託業務は、多様な契約形態があり、所管部署が安全管理や履行確認といった管理監督を実施していますが、今後、NPO等との協働事業や民間委託を推進する中では、安全確認等のほか、新たに、市民満足度の高さや、それを高めるための取組といったサービスの質を評価し、より良質な公共サービスを安定的に提供できる、実効性ある仕組み「モニタリングシステム」を導入します。</p> </div> </div>
<p>留意点</p>	<div style="display: flex;"> <div style="width: 30%;"> <p>モニタリングシステムの導入に当たっては、新たにサービスの質を評価する必要があり、要求するサービスの質を定量化し、明確にするとともに、評価方法や結果をフィードバックする仕組みなど、一連の評価システムを構築し、よりよいサービスを提供できるようにしなければなりません。</p> <p>なお、行財政改革の一環として実施することから、次の点に留意してモニタリングシステムの構築を検討します。</p> <p>(サービスの質の評価における留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コスト（事務に要する経費）を最小にするため、事業者や担当課にとって過度に負担とならないように簡素化します。 (2) 効果を最大にするため、定量化・視覚化するなど工夫し、より実効性のあるものとなるように配慮します。 (3) 市民・利用者への説明責任を果たすため、評価の方法や結果などをわかりやすく公表します。 <p>なお、導入に当たっては、次の事前準備を行った上で実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託業務の内容（件数、金額等）を整理し、現状を把握します。 2 モニタリングシステムの手法を調査研究し、費用対効果を検証します。 3 上記1、2を実施するほか、今後の具体の導入作業を検討するために、推進チーム（仮称）を設置します。 </div> <div style="width: 70%;"> </div> </div>



2 改革推進を支援する取組

(1) プロジェクト管理制の概要

相互連携・情報共有の取組を実施するに当たり、効率的で実効性のあるものにするためのプロジェクト管理制の概要は、次のとおりです。



(2) ＊インセンティブ付与の取組

行財政改革を推進するに当たり、組織や職員個人の＊モチベーションを維持・向上させるため、人事面、財政面からのインセンティブを付与します。

インセンティブ付与に当たっては、＊行財政改革計画策定プロジェクトチームによる検討結果を基に、人事課、財政課において試行し、インセンティブ付与制度として確立させます。

<行財政改革計画策定プロジェクトチーム検討結果概要>

インセンティブ付与制度の概念

前提	1 創意工夫等による事務事業の改革，改善取組とします。 2 インセンティブ付与を受けるには申請を必要とします。	
申請区分	組織申請	予算執行段階における経費の節減，収入の確保および増収のための取組
	個人申請	通常業務に加え，組織横断的プロジェクトチーム等への参加など市政に対して貢献した取組
申請等の流れ	<pre> graph TD A[創意工夫等による改革・改善取組実績] --> B{申請書提出} B -- 個人申請 --> C[人事面付与審査（評価）] B -- 組織申請 --> D[財政面付与審査（評価）] D -.-> 人員要求有り C C -.-> インセンティブ予算 E[部局付与] C --> F[個人付与] D --> G[部局付与] F --> H["・人事異動の希望配置 ・昇任試験での実績評価"] G --> I["人員配置 次年度特別枠 予算配分"] I --> J[公表・表彰] </pre>	
時期	組織申請	毎年1回，決算確定後7月～8月，単年度実績を対象とします。
申請	個人申請	自己申告，昇任申込時，過去5年間実績を対象とします。

※インセンティブ付与制度の試行案

申請書と評価区分	申請書は、インセンティブ付与を判断するためのもので評価表を兼ねます。	
	個人申請書	組織申請書
	自己申告票等既存様式を有効活用	新規様式を作成
	一次評価：自己評価（職員） 二次評価：人事担当部局長	一次評価：自己評価（担当課長） 二次評価：部局長 三次評価：財政担当部局長
申請（評価）の流れ		
備考	<p>インセンティブ対象額，インセンティブ事業およびインセンティブ予算の関係</p> <p>当該部局長がインセンティブ対象額をインセンティブ事業に配分し，インセンティブ予算として申請します。なお，インセンティブ予算は，財政部局評価で確定となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> インセンティブ対象額＝削減額等×付与率×加算率 削減額等：節減，増収等成果額，付与率：達成度等評価に基づき設定，加算率：成果額に基づき設定 インセンティブ事業：市民サービスの向上に寄与する新規事業，既存拡張事業 インセンティブ予算：インセンティブ対象額の範囲内で，インセンティブ事業に配分した予算 	